

岐阜県バレーボール協会倫理委員会運用方針

(総則)

第一条 本方針は、岐阜県バレーボール協会（以下「本協会」という。）における倫理委員会に関する基本的事項を定め、その円滑な運営を実施するために定める。

(目的)

第二条 公正で健全なバレーボール活動の確立に向け、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス運営の強化のために、本協会関係者の法令等違反行為の通報に関する窓口を設置して運営する。

(通報先)

第三条 通報受付の窓口は、倫理委員長とする。

(通報者の範囲)

第四条 通報者は、通報時点において、岐阜県バレーボール協会コンプライアンス規程（以下、「コンプライアンス規程」という。）第四条に定める「本協会関係者」及び親権者や代理人等これに準ずる者とする。

(通報の対象)

第五条 通報の対象は、本協会関係者によるコンプライアンス規程第六条に規定する法令等違反行為及びその疑いのある行為とする。

(通報の手段)

第六条 通報手段は電話、メールまたは郵便のみとする。

(倫理委員会の役割)

第七条 倫理委員会は、通報内容に基づき、必要に応じて調査を実施するとともに、関係団体等に調査の指示を行う。調査は、事前の予告なく実施することができる。

2 倫理委員会は、調査に際しては、通報者及び関係者のプライバシー保護に配慮しなければならない。また、調査の過程で知り得た情報は、正当な理由なく倫理委員会の部外者に漏洩してはならない。なお、関係団体等に調査を指示する場合も、同等の配慮にて実施させる。

3 倫理委員会は、調査の結果、法令等違反行為が行われたことが確認されたときは、次の事項を直ちに常任理事会に報告しなければならない。また、必要と認めた場合には理事会の開催を請求することができる。

一 法令等違反行為の具体的内容

二 法令等違反行為を行った者の氏名・所属または団体名等

三 法令等違反行為の具体的内容が行われた年月日

四 法令等違反行為が行われた背景、事情

五 その他法令等の違反に関すること

4 倫理委員会は、通報者に対する報復行為や是正内容に対し監視を行う。

5 通報者に対し報復行為の発生事実が確認された場合、倫理委員会は、名誉回復等必要な措置を関係団体等に指示することができる。

(中止命令)

第八条 常任理事会は、前条第3項の報告を受けたときは、法令等違反行為を行っている者に対し、直ちにその行為を中止するように命令することができる。

(懲戒処分)

第九条 本協会は、法令等違反行為を行った関係者に対し懲戒処分を行うことができる。

2 本協会関係者が自らの法令等違反行為を通報してきたときは、懲戒処分にあって処分の減免を考慮することができる。

(運用方法)

第十条 通報者は第六条の手段を用いてそれぞれ伝達する。

2 通報者は通報に際して、以下の選択をすることができる。

一 内部通報としての通報

通報者は、所属団体・所属チーム・氏名につき「開示・非開示」、調査希望の「有・無」、調査結果の連絡の「要・否」の選択ができる

二 外部通報としての通報

通報者は、所属団体・所属チーム・氏名の申告を要するが、本協会の所属団体、所属チーム等の「開示・非開示」、調査希望の「有・無」、調査結果の連絡の「要・否」の選択ができる

3 倫理委員会は、匿名通報であっても本協会運営に重大な影響を及ぼす内容と判断した場合等、調査上の必要から通報者に対し「実名」の開示要請を行う場合がある。

この場合は、本規程にて通報者のプライバシーは保護される。

4 倫理委員会は、通報内容の確認を行い必要に応じて 第七条の規定に基づき調査を実施する。

(通報者の責務)

第十一条 通報者は、他人に対する誹謗及び中傷を目的として通報を行ってはならない。

2 通報者は、調査結果の連絡によって知り得た内容を、第三者に口外してはならない。

(調査協力者の責務)

第十二条 倫理委員会及び同委員会から指示を受けた関係団体・関係チームより、調査に必要な照会又は面談等の要請を受けた者（以下、「調査協力者」という。）は、その調査に協力しなければならない。

- 2 調査協力者は、調査に対し、事実を隠したり歪曲した虚偽の報告をしてはならない。
- 3 調査協力者は、調査に対し、記録媒体等の資料の開示を求められた場合は、開示に応じなければならない。
- 4 調査協力者は、調査の事実及び調査によって知り得た内容を第三者に口外してはならない。

(通報者及び調査協力者の保護)

第十三条 本協会は、通報者及び調査協力者のプライバシーの保護を保証する。通報者が特定のリスクを承諾した場合であっても、本協会は、通報者及び調査協力者のプライバシーが保護されるよう、できる限り努める。

- 2 本協会は、通報者及び調査協力者に対し、通報したことを理由として、不利益な取扱い等一切の報復行為等を行わない。
- 3 本協会は、通報者及び調査協力者に万一前項の報復行為等が発生した場合、速やかに名誉回復その他の必要な措置を行う。
- 4 本協会は、調査結果に基づき、報復行為等を行った者への行為中止命令を含め、必要な制裁・懲戒処分を行う。

(方針の改廃等)

第十四条 本方針の改廃は、委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

附 則 この運用方針は、令和5年3月26日から適用する。